


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則																																																										
件名	使用料・手数料等の見直し結果について																																																												
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項																																																									
関係事項	条例 規則 部課 機関																																																												
<p>1. 要旨</p> <p>第4次行政改革大綱推進計画に基づき、平成27年度に見直しを実施した使用料・手数料のうち、国民健康保険税、下水道使用料、保育料、学童保育所育成料を除く「その他使用料・手数料」に係る見直しの結果を報告するものである。</p> <p>① 改定を必要と判断するが、市民生活や社会情勢の変化などを考慮し、平成29年4月の改定を視野に入れながら、引き続き、改定の実施について検討するもの</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>現行料金</th> <th>改定案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用料 (3項目)</td> <td rowspan="3">プラネタリウム観覧料</td> <td>個人 おとな</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>団体 おとな</td> <td>100</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>こども</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">手数料 (11項目)</td> <td>戸籍の附票の写しの交付</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>除かれた戸籍の附票の写しの交付</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証の交付又は引替交付</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録に関する証明</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>身分に関する証明</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>固定資産課税台帳に記載されている事項の証明</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>土地台帳又は家屋台帳の閲覧</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>固定資産課税台帳の閲覧</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>公図の写しの閲覧</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>その他各種証明</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>その他公簿又は公文図書の閲覧</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">利用料 (2項目)</td> <td rowspan="2">上仲原公園テニスコート</td> <td>おとな</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>こども</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 改定の要否について引き続き検討するもの・・・放置自転車等撤去手数料          ③ 改定の対象としないもの・・・上記以外の使用料・手数料</p>					区分	項目	現行料金	改定案	使用料 (3項目)	プラネタリウム観覧料	個人 おとな	200	300	団体 おとな	100	240	こども	50	80	手数料 (11項目)	戸籍の附票の写しの交付	200	300	除かれた戸籍の附票の写しの交付	200	300	印鑑登録証の交付又は引替交付	200	300	印鑑登録に関する証明	200	300	身分に関する証明	200	300	固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	200	300	土地台帳又は家屋台帳の閲覧	200	300	固定資産課税台帳の閲覧	200	300	公図の写しの閲覧	200	300	その他各種証明	200	300	その他公簿又は公文図書の閲覧	200	300	利用料 (2項目)	上仲原公園テニスコート	おとな	600	800	こども	300	400
区分	項目	現行料金	改定案																																																										
使用料 (3項目)	プラネタリウム観覧料	個人 おとな	200	300																																																									
		団体 おとな	100	240																																																									
		こども	50	80																																																									
手数料 (11項目)	戸籍の附票の写しの交付	200	300																																																										
	除かれた戸籍の附票の写しの交付	200	300																																																										
	印鑑登録証の交付又は引替交付	200	300																																																										
	印鑑登録に関する証明	200	300																																																										
	身分に関する証明	200	300																																																										
	固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	200	300																																																										
	土地台帳又は家屋台帳の閲覧	200	300																																																										
	固定資産課税台帳の閲覧	200	300																																																										
	公図の写しの閲覧	200	300																																																										
	その他各種証明	200	300																																																										
	その他公簿又は公文図書の閲覧	200	300																																																										
利用料 (2項目)	上仲原公園テニスコート	おとな	600	800																																																									
		こども	300	400																																																									
<p>2. 影響及び効果</p> <p>使用料・手数料等の適正化が図られる。</p>																																																													
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年5月～ 6月 使用料・手数料の原価に関する調査 (関係各課)                  平成27年8月～12月 改定の検討                  平成28年1月27日 使用料・手数料等の改定の方向性について市長指示伺い</p>																																																													
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>この結果について「使用料・手数料等の見直し結果報告書 (平成27年度)」(以下「報告書」という。)にまとめ、担当課において見直しを行った項目についても合わせて報告を行う。</p>																																																													
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議終了後、市長決裁を経て、報告書を庁議メンバーに配布し、グループウェアで職員に周知したい。</li> <li>・報告書を市議会議員に配布したい。</li> <li>・市報で概要を報告するとともにホームページで報告書を公表したい。(3月1日予定)</li> </ul>																																																													
<p>5. 審議結果</p>																																																													

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。